特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	磐田市　国民健康保険関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
磐田市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	－

評価実施機関名
静岡県磐田市長

公表日
令和8年9月18日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、市町村などが運営する保険制度である。 市民は、当該市町村に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、市町村では住民に、病院での自己負担が軽減される資格確認書等を発行する。市町村は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、保険料の計算を行い、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の各種届出に関する事務。（国民健康保険法第9条） ②他市町村の所得情報の確認。（情報提供ネットワークシステムの利用を想定） また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「DX審査支払機構」という。)」に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同してDX審査支払機構等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及びDX審査支払機構（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認に係る業務」という。）> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、DX審査支払機構が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
(1)被保険者台帳情報ファイル、(2)賦課情報ファイル、(3)給付情報ファイル、(4)収納情報ファイル、(5)滞納情報ファイル、(6)中間サーバー等で管理する国民健康保険に関するファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表44，135の項 (2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第24条，74条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法　第9条第1項（利用範囲） 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 <公的給付の支給等> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則　第2条第13号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1, 2, 3, 4, 5, 6, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 115, 125, 131, 137, 141, 158, 160の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48, 69, 70, 71の項 〈公的給付の支給等〉 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第9条 〈オンライン資格確認に係る事務〉 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国保年金課、収納課
②所属長の役職名	国保年金課長、収納課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒438－8650 静岡県磐田市国府台3番地1　磐田市役所　広報広聴・シティプロモーション課　市民相談センター

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒438－8650 静岡県磐田市国府台3番地1　磐田市役所　国保年金課

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年5月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年5月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　　]接続しない(入手)　[　　]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[　] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総務省主催のイーラーニングについて、全職員(会計年度職員等を含む)を対象にして募集している。コース内容の概要も作成して、所属業務に応じたコースを案内するようにしている。イーラーニング募集時期に応じて、複数回の募集を行い、広く参加を呼び掛けている。特に番号を取り扱う職員は、受講歴を確認し、受講していない職員には研修を呼び掛けるなど未受講を防ぐ対応を行っている。また、マイナンバー利用課・関係課については、内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	広報広聴課	広報広聴・シティプロモーション課	事後	組織変更による
平成28年4月28日	1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日　時点	平成28年4月28日　時点	事後	
平成28年4月28日	2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日　時点	平成28年4月28日　時点	事後	
平成29年5月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム		
平成29年5月1日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一　項番30、16（賦課） ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法第9条及び別表第一　項番16,30 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16,24条		
平成29年5月1日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び同法別表第二 ＜別表第二における情報提供の根拠＞ 項番42,46 ＜別表第二における情報照会の根拠＞ 項番42,43,44,45 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25、26条	番号法第19条第7号及び同法別表第二 ＜別表第二における情報提供の根拠＞ 項番 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1,2,3,4,5,12の 3,15,19,20,25,33,43,44,46,49,53,55の2,59の3条 ＜別表第二における情報照会の根拠＞ 項番27,42,43,44,45 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20,25,25の2,26条		
平成29年5月1日	1．対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月28日　時点	平成29年5月1日　時点		
平成29年5月1日	2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月28日　時点	平成29年5月1日　時点		
令和2年4月1日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、市町村などが運営する保険制度である。 市民は、当該市町村に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、市町村では住民に、病院での自己負担が軽減される保険証を発行する。市町村は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、保険料の計算を行い、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の各種届出に関する事務。（国民健康保険法第9条） ②他市町村の所得情報の確認。（情報提供ネットワークシステムの利用を想定）	国民健康保険は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、市町村などが運営する保険制度である。 市民は、当該市町村に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、市町村では住民に、病院での自己負担が軽減される保険証を発行する。市町村は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、保険料の計算を行い、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の各種届出に関する事務。（国民健康保険法第9条） ②他市町村の所得情報の確認。（情報提供ネットワークシステムの利用を想定） ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下、「オンライン資格確認の準備事務」という。）	事前	
令和2年4月1日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	2特定個人情報ファイル名	(1)被保険者台帳情報ファイル、(2)賦課情報ファイル、(3)給付情報ファイル、(4)収納情報ファイル、(5)滞納情報ファイル	(1)被保険者台帳情報ファイル、(2)賦課情報ファイル、(3)給付情報ファイル、(4)収納情報ファイル、(5)滞納情報ファイル、(6)中間サーバー等で管理する国民健康保険に関するファイル	事前	
令和2年4月1日	3個人番号の利用	・番号法第9条及び別表第一　項番16,30 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16,24条	・番号法第9条及び別表第一　項番16,30 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16,24条 ・(オンライン資格確認の準備事務) ・番号法第9条第1項　別表第1　30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 ・国民健康保険法　第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年4月1日	4情報提要ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号及び同法別表第二 ＜別表第二における情報提供の根拠＞ 項番 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1,2,3,4,5,12の 3,15,19,20,25,33,43,44,46,49,53,55の2,59の3条 ＜別表第二における情報照会の根拠＞ 項番27,42,43,44,45 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20,25,25の2,26条	番号法第19条第7号及び同法別表第二 ＜別表第二における情報提供の根拠＞ 項番 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1,2,3,4,5,12の 3,15,19,20,25,33,43,44,46,49,53,55の2,59の3条 ＜別表第二における情報照会の根拠＞ 項番27,42,43,44,45 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20,25,25の2,26条 ＜オンライン資格確認の準備事務＞ ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和3年6月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号利用法第19条第7項	番号利用法第19条第8項	事後	事後で足りるものの任意に事前に提出するも
令和3年6月30日	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下、「オンライン資格確認の準備事務」という。）	また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	
令和3年6月30日	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下、「オンライン資格確認の準備事務」という。）	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要 3.個人番号の利用　法令上の根拠 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・番号法第9条及び別表第一　項番16,30 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16,24条 ・（オンライン資格確認の準備事務） ・番号法第9条第1項　別表第1　30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 ・国民健康保険法　第113条の3第1項及び第2項 番号法第19条第8号及び同法別表第二 ＜別表第二における情報提供の根拠＞ 項番 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1,2,3,4,5,12の3,15,19,20,25,33,43,44,46,49,53,55の2,59の3条 ＜別表第二における情報照会の根拠＞ 項番27,42,43,44,45 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20,25,25の2,26条 ＜オンライン資格確認の準備事務＞ ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3第1項及び第2項	＜オンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認に係る業務」という。）＞ ・番号法第9条及び別表第一　項番16,30,101 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条, 第24条, 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則　第2条第13号 ・（オンライン資格確認に係る事務） ・番号法第9条第1項　別表第一　30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 ・国民健康保険法　第113条の3第1項及び第2項 番号法第19条第8号及び同法別表第二 ＜別表第二における情報提供の根拠＞ 項番 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第12の3条, 第15条, 第19条, 第20条, 第22の2条, 第24の2条, 第25条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55の2条, 第59の3条 ＜別表第二における情報照会の根拠＞ 項番27,42,43,44,45,121 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条, 第25条, 第25の2条, 第26条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第9条 ＜オンライン資格確認に係る事務＞ ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3第1項及び第2	事前	
令和7年1月6日				事後	様式変更による再提出
令和8年9月18日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	・社会保険診療報酬支払基金 ・支払基金	・医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 ・DX審査支払機構	事前	名称変更による再提出